

従業員の範囲一覧表（免税点と課税標準）

従業員		免税点の判定	課税標準
65歳以上の者（役員を除く）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
障害者（役員を除く）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
役員	役員、使用人兼務役員（高齢者含む）	従業員に含める	従業員給与総額に含める
	無給の役員	従業員に含めない	—
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
	非常勤の役員	従業員に含める	従業員給与総額に含める
雇用改善助成対象者		従業員に含める	給与等の額の2分の1を従業員給与総額から控除する
事業専従者		従業員に含める	事業専従者控除額を従業員給与総額に含める
アルバイト（注1）		従業員に含める	従業員給与総額に含める
パートタイマー（注2）		従業員に含めない	従業員給与総額に含める
出向社員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業員に含める	出向元の従業員給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う場合	出向先の従業員に含める	出向先の従業員給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担する場合	主たる給与等を支払う会社の従業員に含める	それぞれの会社の従業員給与総額に含める
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	従業員給与総額に含める
中途退職者		従業員に含めない	従業員給与総額に含める
保険の外交員		給与等が支払われている場合は従業員に含める	所得税法上の給与等は従業員給与総額に含める
常時船舶の従業員		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
外国又は課税区域外への派遣又は長期出張（注3）		従業員に含めない	従業員給与総額に含めない
派遣法に基づく派遣社員（注4）		派遣元の従業員に含める	派遣元の従業員給与総額に含める

（注1）アルバイトとは、通常社員の1日の労働時間と同じ労働時間で日々雇用されるものをいいます。

（注2）パートタイマーとは、雇用期間の長短ではなく、当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されるものをいいます。詳しくは、「事業所税の手引き」をご参照ください。

（注3）「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

（注4）派遣法とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」をいいます。